

令和9年4月開所

幼保連携型認定こども園

事前協議実施要項

【保育所から

幼保連携型認定こども園への移行】

事前協議書提出期間

令和8年5月1日（金）～6月19日（金）

川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

1 募集概要

(1) 対象施設

令和9年4月開所に向けて幼保連携型認定こども園への移行を希望する保育所

(※補助金の活用を前提とした整備を予定している保育所については、令和10年4月以降の開所となるため、別途案内を行います。)

(2) 事前協議及び審査スケジュール (施設整備を伴う日程は4頁に掲載しています※)

事前協議書の提出期間	令和8年5月 1日 (金) ~ 6月19日 (金)
審査期間・聴取	令和8年6月22日 (月) ~ 7月31日 (金)
結果通知	令和8年8月~9月 (予定)
設置認可申請	令和8年11月末まで

※ 移行に伴い工事等施設整備が必要となり、川崎市による整備費補助金「就学前教育・保育施設整備交付金」を利用する場合は、国への協議があるため、必ず準備前に幼児教育担当 (TEL044-200-3179) まで御連絡願います。

(3) 応募資格

下記の全てに該当する市内で認可保育所を運営する学校法人・社会福祉法人

ア 教育・保育の推進に熱意と理解を持ち、認定こども園の運営を適切に行う能力を有すること。

イ 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。

ウ 市が行う幼児教育・保育施策に積極的に協力し、川崎市の指導を遵守できること。

エ 学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (以下、「認定こども園法」)、子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法、国の通知通達、条例、認可要綱等の他、建築基準法等の関係法令を遵守できること。

オ 認定こども園法第17条に定める欠格事由を有しないこと。

カ 在園児保護者全員 (移行年度に在籍していない園児の保護者を除く。) の同意を得ていること。

キ その他、市長が不相当と認める事由を有していないこと。

2 応募・運営にあたっての諸条件

(1) 定員設定について

- ア 1号子どもの定員設定は、若干名（10人まで）を基本とします。
- イ 2・3号子どもの定員設定は、保育需要が引き続き高い地域においては現在の定員を維持することとします。また、その他の地域においても、保育需要の見込み等を踏まえ、川崎市との協議に応じていただきます。なお、川崎市との協議を踏まえて、定員を減少させた場合、定員を超過する受入は認めません。
- ウ 現在、地域型保育事業（小規模保育事業等）との連携施設となっている場合、幼保連携型認定こども園への移行後においても、連携は維持していただきます。また、地域型保育事業（小規模保育事業等）の連携施設として、卒園後の受入枠を設定している場合は、当該施設に対しても事前周知を行って下さい。
- エ その他、市からの要請等に対し真摯に応じていただきます。

(2) 事業計画・運営等について

- ア 近隣住民や地元自治会町内会等に事前周知を行い、近隣住民等に十分に配慮した計画としてください。
- イ 在籍する職員に説明を行って理解を得てください。
- ウ 近隣・保護者・在籍職員への説明・対応経過等を記録し、保管してください。また、意見や要望には誠実に対応してください。
- エ 開園までに幼保連携型認定こども園教育・保育要領を園で研究するとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育を実施してください。
- オ 3～5歳児については、各学年で学級編制を行い、学級担任（原則として、幼稚園教諭の普通免許状所持者）を配置する必要があります。また、1学級1保育室が必要ですので、3～5歳を1室で保育している園は、学級ごとに区切りを設置してください。なお、令和8年度から学級編制基準が引き下げられ、原則35人以下から原則30人以下となっています（令和14年3月31日までの経過措置あり）。
- カ 移行特例の詳細については、「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を御確認ください。なお、国の通知により、園庭の移行特例については、平成27年4月1日以降に当該施設と同一の所在場所において園舎の建替えを行った場合であっても適用可能とされております（ただし、園舎の建替え以前より園庭の面積が減少しない場合に限る）。
- キ 認可を受ける建物は、新耐震基準を満たし、耐震上問題がないようにしてください。
（昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物又は昭和56年6月1日以降で検査済証の交付を受けていない建物の場合は、耐震判定機関等に

より耐震診断の評価を受け、新耐震基準を満たしていることが確認できる報告書を提出してください。報告書から新耐震基準を満たしていることが確認できない場合は、耐震判定機関等により耐震改修計画の評価を受けた耐震化工事が完了したこと、又は完了する見込みであることがわかる書類等を提出してください。）

(3) 地域子育て支援について

認定こども園では、子育て支援事業として次に掲げるもののうち、エに掲げる事業以外の事業を少なくとも1つ以上を実施しなければなりません。また、実施する子育て支援事業の計画を策定しなければなりません。

ア 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業（エと併せて実施すること）

実施頻度：3日以上／週（利用希望がある場合に受入体制が確保できること）

イ 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業（エと併せて実施すること）

実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受入体制が確保できること）

ウ 保護者の疾病その他の理由により家庭保育が一時的に困難となった地域の子どもの保育を行う事業

実施頻度：すべての開園日（利用希望がある場合に受入体制が確保できること）

エ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

オ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間団体又は個人に対する情報提供及び助言を行う事業

(4) 特定負担額（上乗せ徴収）について

幼保連携型認定こども園への移行を契機として、理由のない特定負担額の設定となることがないように、法人において特定負担額の設定の根拠等を明確にするとともに、市の確認を受けてください。また、設定した特定負担額については、法人が保護者への説明、対応を行うとともに、書面による保護者同意を必ず得てください。

(5) 1号認定こどもの募集時期について

幼稚園の園児募集にあたっては、神奈川県から募集時期等の通知が毎年出ておりますので、その通知に沿って、募集を開始してください。

（令和7年度実績）

- ・募集要項の配布・・・10月15日以降
- ・願書の受付・・・・・・11月 1日以降

(6) 保育教諭等について

幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の併有が必要となります。ただし、令和11年度末までは、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、保育教諭となることができます。

また、主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は令和8年度末までとされているため、令和9年4月からは幼稚園の教諭の普通免許状と保育士資格の併有が必要です。

(7) 川崎市幼稚園型一時預かり事業

教育時間前後や長期休業期間中に1号認定子どもの預かり保育を行う場合の補助制度を希望される場合は、川崎市と協議してください。

(8) 補助金の活用を前提とした整備による幼保連携型認定こども園への移行について

認可要件を満たすことを目的として、川崎市による整備費補助金[就学前教育・保育施設整備交付金]の活用を前提とした幼保連携型認定こども園の募集については、以下のスケジュールで行います。

ただし、補助金の交付にあたっては川崎市の予算編成及び国の就学前教育・保育施設整備交付金の採択を前提とするものであるため、この手続きをもって整備費補助を確約するものではありません。

事前協議及び審査スケジュール

※ 国協議の関係上、移行希望園で就学前教育・保育施設整備交付金を活用される事業者様におかれましては、必ず事前に幼児教育担当(TEL044-200-3179)まで御連絡願います。

<u>工事見積書の提出 ※</u>	<u>～令和8年5月25日(月)</u>
事前協議書等その他関係書類の提出	令和8年5月1日(金)～6月30日(火)
審査期間・聴取	令和8年7月1日(水)～7月31日(金)
国の採択予定事業の決定	令和9年3月中
工事着工	令和9年4月以降
幼保連携型認定こども園としての認可・運営	令和10年4月以降

3 申請手続き

(1) 事前協議に必要となる書類

(令和8年5月1日(金)から6月19日(金)までの間に提出してください。)

提出する書類	備考
1 幼保連携型認定こども園 事前協議書	参考様式
2 幼保連携型認定こども園設置計画書	指定様式
3 設置趣意書	参考様式(記載事項の例)
4 施設概要書(園地、園舎その他設備の規模を記載した書類)	参考様式
5 位置図	縮尺 1/50000 程度
6 案内図	縮尺 1/1500 程度
7 建物の配置図	
8 全園地及び園庭の土地の求積図	
9 建物の平面図	各階のもの
10 建物の立面図	
11 園則案	
12 運営規程案	園則で兼ねる場合を除く。
13 学級編制表	参考様式
14 職員組織表	参考様式
15 職員名簿	参考様式
16 教育及び保育の内容に関する計画案	参考様式
17 子育て支援事業実施計画案	参考様式
18 管理運営に係る計画案	参考様式
19 事業開始後保育年限分の収支予算書	年度ごとに作成
20 設置者の財務諸表	既存の法人に限る
21 設置及び運営に関する資金計画書	新設の法人に限る
22 借入金の返済計画	該当する場合のみ
23 土地及び建物の登記事項証明書	計画提出時点のもの。建物は現存する場合のみ。
24 公図の写し	

25	土地売買（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
26	土地賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
27	建物賃貸借（予約）契約書の写し	該当する場合のみ
28	売買又は賃借に係る承諾書	新設の法人が土地の取得又は賃貸借を行う場合
29	寄附申出書の写し	該当する場合のみ
30	建築基準法に基づく確認済証、検査済証	既存の建物を使用する場合

(2) 設置認可申請に必要な書類

(令和8年11月末までに提出してください。提出方法等は別途指定します。)

	提出書類	備考
1	幼保連携型認定こども園設置認可申請書	指定様式
1-1	園則	
1-2	経費の見積り及び維持方法に関する書類	
1-3	学級編制表	参考様式
1-4	職員組織表	参考様式
1-5	職員名簿	参考様式
1-6	施設概要書(園地、園舎その他設備の規模を記載した書類)	参考様式
1-7	園地、園舎その他設備の構造を記載した書類	
1-8	園地、園舎その他設備の図面	
1-9	園地、園舎その他設備の権利の帰属を証する書類	
1-10	園具及び教具の明細表	参考様式
1-11	設置者の履歴書(設置者が法人の場合にあっては、その沿革書及び代表者の履歴書)	
1-12	設置者が法第17条第2項各号に該当しないことを誓約する書類	参考様式
1-13	園長の就任承諾書	参考様式
1-14	園長の履歴書	
1-15	園長が法第26条において準用する学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号に掲げる者でないことを誓約する書類	参考様式
1-16	園長の資格を証する書類	
1-17	理事会その他の議決機関の議事録の写し(設置者が法人の場合に限る。)	
2	法人の寄付行為、定款等	
3	位置図	
4	案内図	
5	建築基準法に基づく確認済証又は検査済証の写し	
6	特定給食施設の届出済である証明	該当する場合
7	消防用設備等検査済証の写し	
8	園則、運営規程以外の認定こども園の運営に関する規定	該当する場合
9	子育て支援事業実施計画書	参考様式
10	職員研修実施計画書	
11	管理運営計画書	参考様式

12	調理業務委託契約書	該当する場合
13	外部搬入実施計画書	該当する場合
14	教育職員免許状又は保育士登録証の写し	
15	勤務表	
16	定員及び収容状況表	参考様式
17	設置者の財務諸表	該当する場合
18	借入金の返済計画	該当する場合
19	公図の写し	
20	工事請負契約書の写し	該当する場合
21	教育及び保育の内容に関する全体的な計画	参考様式
22	指導計画	
23	食育に係る計画書	該当する場合
24	その他市長が必要と認める書類	該当する場合

4 提出方法・問い合わせ先等

(1) 事前協議書及び添付書類の提出について

提出方法：原則として電子データで御提出ください。

提出先URL

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/99e0ca1c-4cda-467e-892e-f9b81eb20de5/start>

※オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）に資料を添付のうえ送信

※Word 又は Excel のデータは、そのままの形式で御提出ください。

※添付ファイルのファイル名は「現在の園名_ファイル名」としてください。

（例 「〇〇保育所_幼保連携型認定こども園設置計画書」）

(2) 問い合わせ先

川崎市こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当

電話：044-200-3179

メール：45youji@city.kawasaki.jp

5 参考資料等

- ・川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- ・川崎市認定こども園の認定、認可、運営の条件等に係る取扱要綱
- ・川崎市幼保連携型認定こども園設置認可等の事務取扱要領
- ・様式関係（事前協議用、設置認可申請用）
- ・川崎市認定こども園整備費等補助金交付要綱
- ・こども家庭庁ホームページ（法令・通知等）
<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/kodomoen/hourei/>